

平成30年 1月16日

(株) M・S t r a d a

原田 淳一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 29 年 10 月 31 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事	許 可 (般 - 29) 第 48267 号
許可の有効期間	平成 29 年 12 月 4 日 から 平成 34 年 12 月 3 日 まで	
建設業の種類	土木工事業 石工事業 舗装工事業 塗装工事業	
	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 34 年 11 月 3 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)